

石綿を使用した建築物の解体等に関するお問合せ先

労働安全衛生法・石綿障害予防規則に関すること		住所	電話番号	管轄区域	
仙台労働基準監督署安全衛生課		仙台市宮城野区鉄砲町1 (仙台第4合同庁舎内)	022-299-9073	仙台市、塩竈市、名取市、岩沼市、多賀城市、 富谷市、亶理郡、宮城郡	
石巻労働基準監督署		石巻市泉町4-1-18	0225-22-3365	石巻市、気仙沼市、東松島市、牡鹿郡、本吉郡	
石巻労働基準監督署(気仙沼臨時窓口)		気仙沼市八日町2-1-11	0226-25-6921		
古川労働基準監督署		大崎市古川駅南2-9-47	0229-22-2112	大崎市、加美郡、遠田郡、黒川郡	
大河原労働基準監督署		柴田郡大河原町字新東24-25	0224-53-2154	白石市、角田市、刈田郡、柴田郡、伊具郡	
瀬峰労働基準監督署		栗原市瀬峰下田50-8	0228-38-3131	登米市、栗原市	
大気汚染防止法に関すること		住所	電話番号	管轄区域	
宮城県	仙南保健所環境廃棄物班	柴田郡大河原町字南129-1 (宮城県大河原合同庁舎内)	0224-53-3118	白石市、角田市、刈田郡、柴田郡、伊具郡	
	塩釜保健所環境廃棄物班	塩竈市北浜4-8-15	022-363-5506	塩竈市、多賀城市、富谷市、宮城郡、黒川郡	
	塩釜保健所岩沼支所環境廃棄物班	岩沼市中央三丁目1-18	0223-22-6295	名取市、岩沼市、亶理郡	
	大崎保健所環境廃棄物班	大崎市古川旭4-1-1 (宮城県大崎合同庁舎内)	0229-87-8002	栗原市、大崎市、加美郡、遠田郡	
	石巻保健所環境廃棄物班	石巻市東中里1-4-32 (宮城県石巻合同庁舎内)	0225-95-1418	石巻市、登米市、東松島市、牡鹿郡	
	気仙沼保健所環境廃棄物班	気仙沼市東新城3-3-3	0226-22-5127	気仙沼市、本吉郡	
仙台市	環境局環境部環境対策課大気係	仙台市青葉区二日町6番12号 (MSビル二日町)	022-214-8222	仙台市	
建設リサイクル法に関すること		住所	電話番号	管轄区域	
宮城県	大河原土木事務所建築班	柴田郡大河原町字南129-1 (宮城県大河原合同庁舎内)	0224-53-3918	白石市、角田市、刈田郡、柴田郡、伊具郡	
	仙台土木事務所建築第二班(建築系) // 行政第一班(土木系)	仙台市宮城野区幸町4-1-2	022-297-4348 022-297-4117	名取市、多賀城市、岩沼市、富谷市、亶理郡、 宮城郡、黒川郡	
	北部土木事務所建築班	大崎市古川旭4-1-1 (宮城県大崎合同庁舎内)	0229-91-0737	加美郡、遠田郡、栗原市	
	東部土木事務所建築班	石巻市東中里2-1-1	0225-94-8691	東松島市、牡鹿郡、登米市	
	気仙沼土木事務所建築班	気仙沼市赤岩杉ノ沢47-6 (宮城県気仙沼合同庁舎内)	0226-24-2538	気仙沼市、本吉郡	
仙台市	青葉区役所	建設部 街並み形成課	仙台市青葉区上杉1-5-1	022-225-7211 (代表)	仙台市
	宮城野区役所		仙台市宮城野区五輪2-12-35	022-291-2111 (代表)	
	若林区役所		仙台市若林区保春院前丁3-1	022-282-1111 (代表)	
	太白区役所		仙台市太白区長町南3-1-15	022-247-1111 (代表)	
	泉区役所		仙台市泉区泉中央2-1-1	022-372-3111 (代表)	
石巻市	建設部建築指導課	石巻市穀町14-1	0225-95-1111	石巻市	
塩竈市	建設部定住促進課	塩竈市本町1-1	022-364-1126	塩竈市	
大崎市	建設部建築住宅課	大崎市古川七日町1-1	0229-23-8057	大崎市	
廃棄物処理法に関すること		住所	電話番号	管轄区域	
宮城県	仙南保健所環境廃棄物班	柴田郡大河原町字南129-1 (宮城県大河原合同庁舎内)	0224-53-3118	白石市、角田市、刈田郡、柴田郡、伊具郡	
	塩釜保健所環境廃棄物班	塩竈市北浜4-8-15	022-363-5501	塩竈市、多賀城市、富谷市、宮城郡、黒川郡	
	塩釜保健所岩沼支所環境廃棄物班	岩沼市中央三丁目1-18	0223-22-6295	名取市、岩沼市、亶理郡	
	大崎保健所環境廃棄物班	大崎市古川旭4-1-1 (宮城県大崎合同庁舎内)	0229-91-0711	栗原市、大崎市、加美郡、遠田郡	
	石巻保健所環境廃棄物班	石巻市東中里1-4-32 (宮城県石巻合同庁舎内)	0225-95-1447	石巻市、登米市、東松島市、牡鹿郡	
	気仙沼保健所環境廃棄物班	気仙沼市東新城3-3-3	0226-22-5127	気仙沼市、本吉郡	
仙台市	環境局廃棄物事業部廃棄物指導課 事業係	仙台市青葉区二日町6番12号 (MSビル二日町)	022-214-8235	仙台市	

【平成29年3月 宮城県環境生活部環境対策課作成】
本印刷物の作成にあたり、原材料調達及び印刷加工段階等において排出されるCO₂(1部当たり28g-CO₂)の全量をカーボン・オフセットしています。



事前調査結果の 適切な掲示を 行いましょう

平成26年6月1日から改正大気汚染防止法が施行され、
解体等工事における石綿含有の有無に係る調査(以下「事前調査」といいます。)が
必要となりました(法第18条の17第1項、第3項) また、事前調査結果等については、
公衆に見やすいように掲示しなければならないこととなっています。(法第18条の17第4項)

解体等工事前の石綿調査及び結果の説明

- 解体等工事の受注者は当該工事が特定工事(特定粉じん排出等作業を伴う建設工事をいいます。)に該当するか否か、石綿の使用状況を調査し、調査結果及び届出事項を発注者に書面で説明することが義務付けられました。

以下の場合を除きます

- ① 平成18年9月1日以後に設置工事に着手した建築物等の解体・改造・補修を伴う建設工事であって、当該建築物等以外の建築物等の解体・改造・補修を伴わないもの。
- ② 建築物等のうち平成18年9月1日以後に改造又は補修工事に着手した部分の改造又は補修を伴う建設工事で、当該部分以外の改造・補修又は当該建築物等以外の建築物等(平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等を除く。)の解体・改造・補修作業を伴わないもの。

- 発注者は調査が適切に行われるよう協力しなければなりません。

事前調査結果の掲示

- 事前調査の結果については、公衆の見やすい場所に掲示板を設け、周知を行って下さい。

記載内容

- 調査を行った方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 調査を終了した年月日
- 調査の方法
- 解体等工事が特定工事に該当する場合、特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類

事前調査 の方法

- 分析、目視、設計図書等の適切な方法で石綿使用の有無について調査を実施して下さい。詳しくは

建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル(環境省)

石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル(厚生労働省)

等をご参照下さい。

掲示における注意点

県では、不適切な解体等工事が実施されていないことを確認等するため、定期的にパトロールを行っています。

パトロール等の結果、以下のことが分かりました。

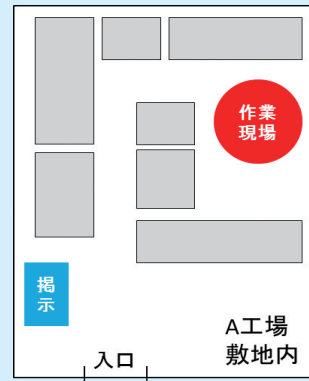
- 1 掲示の場所が不適切なケースがある。
- 2 アスベストが使用されていない解体等現場では、掲示が実施されていないことが多い。
- 3 工事の期間中、継続して掲示が行われていない場合がある。
- 4 掲示は行っているものの、内容が不十分である。

1 に関して(掲示の場所が不適切)

リスクコミュニケーションの観点から、周辺住民等の見やすい場所に掲示を行って下さい。

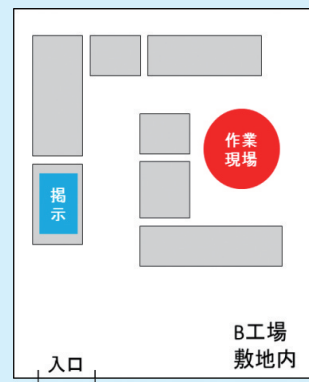
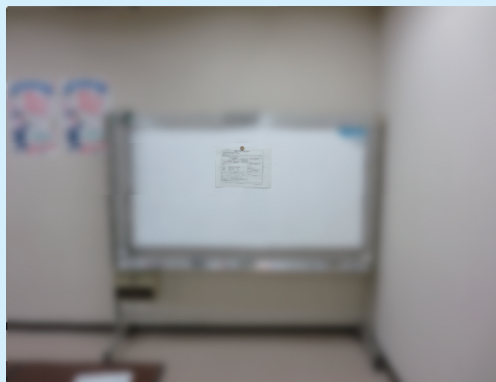
不適切と考えられるケース①

工場敷地内の目立たない位置（公衆の見にくい位置）に設置している。



不適切と考えられるケース②

工場敷地内の建物内掲示板に設置している。



※写真等はイメージです。

2 に関して(アスベスト使用のない解体等現場での掲示未実施)

アスベストの使用がなくても、当該工事は特定工事ではないことに関する掲示を行わなければなりません。

3 に関して(工事期間中の継続的な掲示の未実施)

アスベストの除去作業終了後も、工事期間中はアスベストに関する掲示を行うよう努めて下さい。

4 に関して(掲示内容が不十分)

下記を参考に漏れないよう掲示を行って下さい。

事前調査結果の掲示の記載例

1. 特定粉じん排出等作業実施届出対象の解体等作業

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ			
<input checked="" type="checkbox"/> 労働安全衛生法第88条第4項(労働安全衛生規則第90条第5号の2)の規定による計画の届出 <input type="checkbox"/> 石綿障害予防規則第5条第1項の規定による作業の届出 <input checked="" type="checkbox"/> 大気汚染防止法第18条の15第1項の規定による作業実施の届出			
を行っております。 石綿障害予防規則第3条第3項及び大気汚染防止法第18条の17第4項及び同法施行規則第16条の4第1号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。			
事業場の名称: ○○建設株式会社 ○○○○解体工事作業所		発注者等(大気汚染防止法による届出者)	
届出先及び届出年月日		平成○○年○○月○○日	
宮城○○労働基準監督署		平成○○年○○月○○日	
宮城 都・道・府・県		市・区	
調査終了年月日		平成○○年○○月○○日	
看板表示日		平成○○年○○月○○日	
解体等工事期間		平成○○年○○月○○日 ~ 平成○○年○○月○○日	
特定粉じん排出等の作業期間		平成○○年○○月○○日 ~ 平成○○年○○月○○日	
調査方法の概要(調査箇所)			
設計図書の確認 現場での目視及び石綿含有率の分析 (調査箇所) 1階~5階			
元請業者(特定工事の施工者かつ調査者)			
氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) ○○建設株式会社 代表取締役社長 ○○ ○○			
住所 宮城県○○市			
調査結果の概要(部分と特定建築材料の種類)			
1階 機械室	吹き付け石綿	アモサイト	現場責任者氏名 ○○○○ 連絡場所 TEL ×××-×××-×××× ○○ ○○ を石綿作業主任者に選任しています。 調査者(分析等の実施者) 氏名又は名称 ○○環境分析センター 代表取締役社長 ○○ ○○ 住所 宮城県○○市 その他必要な事項
2階 金庫室	石綿を含有する耐火被覆材	クリソタイル	
3階 便所内PS	石綿を含有する保温材	アモサイト	
4階 給湯室	石綿を含有する耐火被覆材	クリソタイル	
5階 天井スラブ	吹き付け石綿	クロンドライト	
特定粉じん排出等作業の方法 (除去): 囲い込み・封じ込め・その他			
特定建築材料の処理方法 (除去): 囲い込み・封じ込め・その他			
塵じん・排気機 機種・型式・設置数 ・機種: 負圧除塵装置・型式: ○○○-2000・設置数: ○台			
排気能力 力(m ³ /min) ○○m ³ /min(1時間あたりの換気回数4回)・詳細は添付資料の通り			
使用するフィルタの種類及びその集じん効果(%) HEPAフィルタ・捕集効率: 99.97%・粒子径: 0.3μm			
使用する資材及びその種類 ・湿潤剤: ○○○○・固化剤: ○○○○ ・隔離用シート(床0mm, その他0mm)・接着テープ等			
その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法 (例)・吹付け層に薬液を含ませる等により表面を被覆する封じ込め工法 (例)・板状材料で完全に覆うことにより密閉する囲い込み工法			
備考: その他の条例等の届出年月日			

2. 届出不要の解体等作業

レベル3(届出不要) 記入例

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ			
大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則に基づく調査結果をお知らせします。			
事業場の名称: ○○建設株式会社 ○○○○解体工事作業所		元請業者(解体等工事の施工者かつ調査者)	
調査終了年月日		平成○○年○○月○○日	
看板表示日		平成○○年○○月○○日	
解体等工事期間: 平成○○年○○月○○日~平成○○年○○月○○日		氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) ○○建設株式会社 代表取締役社長 ○○○○	
調査方法の概要(調査箇所)			
設計図書その他の資料の確認 現場での目視 (調査箇所) 1階~3階、外壁			
住所 宮城県○○市			
現場責任者氏名 ○○○○ 連絡場所 TEL ×××-×××-×××× ○○ ○○ を石綿作業主任者に選任しています。			
調査結果(部分と石綿含有建材の種類)			
<input type="checkbox"/> 石綿は使用されていませんでした。(特定工事に該当しません)			
<input checked="" type="checkbox"/> 特定工事に該当しませんが、その他石綿の使用状況は以下の通りです。 (石綿含有建材の種類等)			
1階 床 Pタイル			
2階 天井 ケイ酸カルシウム版			
3階 壁 ケイ酸カルシウム版			
外壁 スレート板			
調査者(分析等の実施者)			
氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) ○○環境分析センター 代表取締役社長 ○○ ○○			
住所 宮城県○○市			
その他必要な事項			
(石綿粉じんの飛散防止対策の内容) 立入禁止措置、湿潤措置			